

障支第 45 号  
令和2年4月16日

各市町村障害福祉担当課長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の  
在宅支援の取扱いについて（周知）

日頃、本県の障害福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記については、県内市町村及び障害福祉サービス事業所等からお問い合わせをいただいております。  
つきましては、下記のとおり対応していただくよう改めて周知させていただきます。

記

- 1 令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）

新型コロナウイルスの感染予防の観点で障害特性によらず、在宅による支援を柔軟に認めて差し支えないこと。また適切な在宅での支援が可能と市町村が認める場合には、要件（※）の一部を適用しないなど柔軟な取扱いをして差し支えないこと。

※ 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付け障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）参照

総務・市町村支援担当 都筑・中條  
電話番号 048-830-3319